

集団的自衛権を肯定する 日米関係からの視点

橋本ゼミ三年 真野友華

1 日本の“平和”

安倍内閣の閣議決定による集団的自衛権の行使容認が物議を醸している。集団的自衛権行使は憲法に違反する、アメリカの戦争に巻き込まれる、提示された事例が無根拠である、海外で人を殺したことの無い日本という価値を損なう、等々。安倍政権の主張する集団的自衛権行使に反対する意見はたくさんある。そういった意見の述べられた複数の文献を見る限り、一定の説得力はあると思う。それに誰しも戦争はしたくない。未来のある若者が国などという漠然とした大きなもののためだと勇んで血を流す国に、私は住みたいとは思わない。そして国際紛争の解決のために安易に武力行使に頼ることが国際的にも国内的にも平和を乱すことになるのは、歴史的に見ても紛れもない事実である。

それでは、今の日本の“平和”には、何も問題はないのだろうか。政府の提示しているような漠然とした東アジアにおける脅威という意味ではない。現在の日本の平和は本当に一点の曇りもない“平和”なのだろうか、という意味である。そして、私たちはそれを思い込んでいるだけなのではないか、という意味でもある。

1951年にサンフランシスコ平和条約とともに調印された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（以下、旧日米安全保障条約）、1960年にそれを実質改定する形で成立した「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、（新）日米安全保障条約）に基づき、アメリカ、とりわけ在日米軍が現行憲法上は戦力を持つことのできない日本にとっての盾となってきていることには、一応の合意があると思う。この時点で、ひとつの矛盾が顔を出す。日本人が思う今の日本の“平和”をかたちづくる要素の中には、確実に軍隊が組み込まれているのである。アメリカという他の国のものではあるが、軍隊には変わりがない。集団的自衛権を行使するしないの前に、そういった軍隊による抑止力を日本が現在進行形で用いているということを確認しておかねばならない。では、そのような“平和”は欺瞞だとして、アメリカ軍の基地を日本からなくしてしまったらどうか。完全に自衛隊による個別的自衛権の行使のみで日本自身が日本を守るのである。これならば問題はないのだろうか。

また、解釈の問題ではあるが、軍隊ではなく自衛のための実力として日本が保持している自衛隊も、海外から見たときに軍隊とされないという根拠はない。ただ今までの日本政府が憲法を解釈して、個別的自衛権は否定されていない、自分達の身を守るための必要最小限度ならば認められる、と主張して、今までその意見が通ってきているというだけの話なのである。

ところで、ここまでの話は、ほぼ個別的自衛権に関する話だ。それでは、集団的自衛権はどこで出てくるのだろうか。

そこで、自衛隊とは別に、日本の“平和”の一端を担っている日米安全保障条約と集団的自衛権の関係についてまずは論じてみたいと思う。

2 日米安全保障条約の下での集団的自衛権

現行の日米安全保障条約は、先に述べた通り旧日米安保条約の改定版である。改定の内容は主に片務性の是正で、米軍の日本での駐留権や日本で起こった内乱へ援助を行う権利（旧第一条）、アメリカの了承を得ない第三国への協力の禁止（旧第二条）などを廃止し、経済的協力の

促進（第二条）、そして日本国の施政下において生じた日米いずれか一方への危険には共同対処を行うと宣言する（第五条）ことに加え、アメリカに日本の区域、施設を使用する許可を出す（第六条）ことで、一応の双務性が担保されることとなった。

ここで一応、と述べたのは、この日米安全保障条約がお互いに集団的自衛権を行使するのを前提とした条約であるためである。根拠としては前文に両国の集団的自衛権を有していることを明記していることが挙げられる。

「日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よつて、次のとおり協定する。」

つまり、日米安全保障条約においては互いが集団的自衛権を持っていることをわざわざ明文化してまで前提に据えられているのである。

ただし、日米安全保障条約が締結した際にはやはり集団的自衛権は日本は所持しているが行使できないという政府の立場から「棚上げ」がなされた。厳密に言って日本が集団的自衛権を憲法上行使できるのか否かの議論や詳しい条約締結の過程はここでは置いておくと、当時集団的自衛権行使は憲法上出来ないとされ、日本は基地を提供し、アメリカは日本を守るというかたちに着地したのである。

それで何も問題はないのだろうか。実はそもそもの話をしてしまうと、現在の日本は国際的な基準に照らせば、すでに集団的自衛権を行使してしまっているともいえるのである。集団的自衛権とは、元々は国際連合憲章第 51 条に書かれた権利であり、個別的自衛権とともに、国際連合が定めた例外としての武力の行使の権利なのである。つまり、集団的自衛権とは“武力の行使”であることが分かる。国際的にはっきりとその定義が示されたことはないが、ヒントとして、国際連合の総会で 1974 年に可決された『侵略の定義に関する決議』がある。これは文字どおり侵略の定義を定めたものであり、国連憲章に反することになる“武力の行使”の形態を示したものである。主な条文を載せておく。

「(侵略の定義)

侵略とは、国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であつて、この定義に述べられているものをいう。

第 2 条

(武力の最初の使用)

国家による国際連合憲章に違反する武力の最初の使用は、侵略行為の一応の証拠を構成する。

ただし、安全保障理事会は、国際連合憲章に従い、侵略行為が行われたとの決定が他の関連状況（当該行為又はその結果が十分な重大性を有するものではないという事実を含む。）に照らして正当に評価されないとの結論を下すことができる。

第3条

（侵略行為）

次に掲げる行為は、いずれも宣戦布告の有無に関わりなく、二条の規定に従うことを条件として、侵略行為とされる。

(a) 一国の軍隊による他国の領域に対する侵入若しくは、攻撃、一時的なものであってもかかる侵入若しくは攻撃の結果もたらせられる軍事占領、又は武力の行使による他国の全部若しくは一部の併合

(b) 一国の軍隊による他国の領域に対する砲爆撃、又は国に一国による他国の領域に対する兵器の使用

(c) 一国の軍隊による他国の港又は沿岸の封鎖

(d) 一国の軍隊による他国の陸軍、海軍若しくは空軍又は船隊若しくは航空隊に関する攻撃

(e) 受入国との合意にもとづきその国の領域内にある軍隊の当該合意において定められている条件に反する使用、又は、当該合意の終了後のかかる領域内における当該軍隊の駐留の継続

(f) 他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する国家の行為

(g) 上記の諸行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装した集団、団体、不正規兵又は傭兵の国家による若しくは国家のための派遣、又はかかる行為に対する国家の実質的関与」

問題としたいのは、第3条の(f)である。この点は、在日米軍基地を持つ日本にとっては特に無視できないポイントであろう。日本にある米軍の基地が侵略のために使われ、日本がそれを許容しているとき、日本も侵略を行った加害者として扱われるということである。確かに直接的に違法な武力攻撃を行った国の方が大きな批判を受けるだろうし、実際責任も重いだろう。しかしだからといってその攻撃に賛同し、支援をした国に責任がないなどは到底言えないはずだ。だからこそ、この侵略の定義の中にもいわば間接的に侵略を支援した国も侵略行為を行ったとみなされると明記されているのである。

この『侵略の定義に関する決議』は国際連合憲章に反する武力の行使の定義として示された。しかし、国際連合憲章第51条にある個別的・集団的自衛権に基づけば、こういった武力の行使も例外として認められる、というのが国際連合の見方であるということである。例えば日本が武力攻撃を受けた際にアメリカが在日米軍基地を使用して武力の行使を行うということは、日本が個別的自衛権に基づき、武力攻撃をしかけてきた国に対してアメリカが在日米軍基地を使用して武力の行使を行うことを許可するということになる。逆にアメリカ側から見れば、日本が武力攻撃をされ、日本から要請が来たことを根拠として、集団的自衛権の行使というかたちで武力攻撃をしかけてきた国に対して在日米軍基地を使用した武力の行使を行うということになる。

元の話に戻ろう。日本はすでに集団的自衛権を行使している、という話である。先程在日米軍

基地を使用する許可を出す、というかたちでの自衛権の行使があると述べた。このとき、武力攻撃を受けているのは日本であるから、これは個別的自衛権の行使である。問題は、日本が武力攻撃を受けたわけではないのに、在日米軍基地を使用する許可を出す場合である。このとき日本の立場は一体どうなるか。『侵略の定義に関する決議』に照らせば在日米軍基地使用を許容することは武力の行使に他ならない。しかしながら自衛権に基づかない武力の行使は国際連合憲章に違反する。これを正当化するためには、アメリカが武力攻撃を受けて個別的自衛権を行使する際に、日本に基地使用の許可を要請し、それを受けた日本が集団的自衛権を行使することで、基地使用を許容するというかたちをとるほかない。そして実は、集団的自衛権とは明言されていないながらも、こうした基地使用は実際に行われている。大きな例として、2003年から始まったイラク戦争を取り上げたい。2004年、イラク戦争中に行われたファルージャへの掃討作戦に、米軍の海兵隊が沖縄の米軍基地から出撃している。

「八月下旬に沖縄からイラクに出撃した米軍の主力は、海兵隊だった。彼らはイラクでどのような任務についたのか。一一月はじめから開始されたイラク中部ファルージャへの総攻撃に参加したのである。

一一月七日付の米ハワイの『ホノルル・アドバイザー紙』（電子版）によると、この作戦に参加しているのは、七月にハワイから沖縄にローテーション配備された第三海兵連隊の第一大隊の約九〇〇人である。彼らは八月下旬に沖縄の第三一海兵遠征隊（31MEU）の戦闘部隊としてイラクに出撃し、クウェートで訓練を受けたのちに、ファルージャの戦闘に参加した。」（伊波洋一・永井浩（2005）『沖縄基地とイラク戦争—米軍ヘリ墜落事故の深層』岩波ブックレット p. 12）

当時の首相小泉純一郎氏は、このファルージャへの総攻撃をテロリスト掃討のための作戦として全面的に支持した。しかし実態としては、掃討の対象となったのは大半が非武装の市民であった。テロリスト掃討という名目と実態の差は、それを支持した日本も直接的に関与したわけではないにしろ、重くとらえるべきであろうと思う。話が違う、と“平和国家”であるところの日本は抗議するべきだったのではないだろうか。しかし、そのような対応はなされなかった。

このとき、忘れてはならないのは『侵略の定義に関する決議』第3条の（e）に書いてある「受入国との合意にもとづきその国の領域内にある軍隊の当該合意において定められている条件に反する使用」という行為である。他国の領域の中に条約などに基づいて駐留している軍隊をもしそういった条約に規定した条件から外れて動かした場合、それは侵略行為に当たるという事項だ。ちなみに、在日米軍基地使用が認められている根拠には、日米安全保障条約第六条が挙げられる。

「第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協

定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。」

つまり、この第六条にそぐわない形での在日米軍基地使用は、日本が厳密にこの条約適用を要求したならば、アメリカから日本への侵略行為に当たるのである。こうした条項を理由に国際的に訴え出れば、日本の意志によって在日米軍基地の使用をコントロールすることは理論上可能なのではないだろうか。しかし、イラク戦争の事例にみるとおり、日本が主体性をもってイラクへの武力攻撃を検討し、議論を尽くしたうえで基地の使用を許可したとは考えにくい。イラク戦争開戦当時、時の首相である小泉純一郎氏は世論の反対にもかかわらず日米同盟の尊重を理由にアメリカのイラク攻撃を支持したが、日米安全保障条約に基づく日米同盟は、日本の主体性を阻害する要因の一つになっているのではないだろうか。

3 違法な基地使用が重く取られない一つの理由・沖縄

今までなぜこのような基地の使用が問題になってこなかったのか、という理由の一つに、米軍基地の存在が身近にないということが挙げられると思う。有名な話だが、日本の米軍基地面積の75%があるのは沖縄である。本州にも三沢基地（青森県）、横田基地（東京都）、横須賀基地（神奈川県）などが存在するが、面積だけを見ても沖縄に負担が集中しているのは明らかである。しかしながら、依然として沖縄の基地は減る様子を見せない。

C・ダグラス・ラミス著『要石：沖縄と憲法9条』のあとがきに、分かりやすい喩えが紹介されている。

「知念ウシが考えたイメージを借りよう。それを、「日本がもし100人の小学校だったら」と呼ぶことにする。その学校の百人の小学生が、九十九対一で、つまり、とても民主主義的に、決定をする。つまり、その一人が七十五個のランドセルを背負って、あとの九十九人が残りの二十五個を背負う、という決定だ。その一人が「重いから、ちょっと手伝ってくれ」というと、九十九人が「それどころじゃない。私たちはランドセル反対運動をやっているの、それが実現するまで待ちなさい。自分の苦しみを人に押し付けることは、よくないだろう」と答える。ところが、その九十九人の「反ランドセル運動」は、実はあまりやられていないのだ。なぜなら、七十五個を他の一人に背負わせているため、ランドセルの重みをあまり感じないからだ。（知念ウシ『牛がゆく』沖縄タイムズ社、二〇一〇年）

その七十五個のランドセルとはもちろん、沖縄にある米軍基地のことだ。沖縄に七十五%を背負わせていることで、本土にとって日米安全保障条約がほとんど無視していいぐらい、軽いものになった。その軽さと、本土日本の反戦平和運動の軽さとはつながっているだろう。つまり、日本社会の現実逃避を可能にするため、沖縄に頼ってきた。」（C・ダグラス・ラミス（2010）『要石：沖縄と憲法9条』晶文社 p. 257-258）

集団的自衛権の問題が大きく取り上げられている今、自衛隊が海外で戦闘に参加するかもしれないということばかりがフィーチャーされるが、基地問題は相変わらず沖縄だけの問題として取り上げられている。物理的な距離というのは、思っているよりも大きな影響を及ぼしているのだ。さらに、同じ本の中で日本人の思う沖縄に米軍基地の大半を置く理由についても疑問が投げかけられている。

「多くの人は、沖縄は地理的な位置として「要石」だと考えているらしい。数週間前、私は「だって、沖縄が一番近いでしょう」と言われたが、どこが一番近いというのだろうか。仮想敵が中国や北朝鮮ならば、九州の方が近い。ところが今の軍事状況では、「近い」は必ずしも有利なことではない。圧倒的に強い軍事力を持っている米軍が遠くから攻撃する能力があるのに、仮想敵の中間射程距離のミサイルが届くところに、基地をわざと置くことは極めて賢くないことだ。さらに、一発でやられないために、自分の勢力の多くを一箇所に集中しないという、軍事戦略論入門で教えられる法則を沖縄の米軍基地は明らかに破っている。」(C・ダグラス・ラミス (2010) 『要石：沖縄と憲法9条』晶文社 p.231-232)

このようなある種の“誤解”を認識している日本人が一体何人いるのだろうか。地理的な理由にも疑問が投げかけられた今、沖縄にのみ集中して基地が置かれているという現実、そしてその根拠となっている日米安全保障条約にも、改めて目を向けるべきだと思う。

4 集団的自衛権行使と国際関係への主体的なかかわり

今の状態では単に日米安全保障条約に基づいてアメリカに追随するのみである。さらには双務性が保たれているはずの日米安全保障条約下においてアメリカに逆らえないという“対等”がもたらすアメリカの戦争に巻き込まれる危険どころか事例がすでにあることも確認した。

ならば、集団的自衛権行使を可能にして、アジア地域の諸国と複数の相互安全保障協力を結べばよいのではないだろうか。結局は軍事同盟頼りかと言われるかもしれないが、今のアメリカに追随する以外の選択肢を持たない日本という状況から抜け出す一つの選択肢としてありうると私は考える。双務性を保っていると言われている日米安全保障条約に基づいて守ってもらっている、という状況が、アメリカに追随するのみの日本の状況を生み出している一因であるならば、それを解消するために、日本がアメリカの後方支援という形だけではなく国際関係に直接的にかかわっていくための手段として、集団的自衛権行使を可能にするということがゆうこうなのではないだろうか。どちらにせよ、現在すでにアメリカが日本の集団的自衛権行使を要求している以上、アメリカの盾の後ろに隠れたまま言いたいことだけ言っていられる状況が今後も長続きするのか、という点には大いに疑問が残ると言わざるを得ない。

5 おわりに

今ではなくこれから先のことを議論しているがために、最終的には仮定の話になってしまう。故に日本が、先に提示した状況に陥るのか否かはなってみないと分からない。根拠がないと言ってしまうとそれまでであるが、国際関係とは各々の国の利益が絡み合って複雑に展開するのが常である。完全な予想などはできない。ただ、今集団的自衛権行使の問題において言われている一つの反対理由であるアメリカの戦争に巻き込まれる恐れがある、というのが、集団的自衛権を行使していない現時点でも十分にありうるということは述べられたのではないかと思う。ならばそのアメリカ依存の“平和”から抜け出せばよいのかといえば、それでは単純に東アジアに存在する現在の一定の均衡を壊しかねない。アメリカの盾は欺瞞であったとしても、現在の平和に大きく関わっているのである。それならば、東アジアの情勢に日本がもっと主体的に立ち位置を示し、さらに武力攻撃が発生した場合は相互に守り合う体制を、アメリカとだけではなくアジア諸国とも作っていくべきなのではないだろうか。そのための一つ的手段として、日本が集団的自衛

権を行使する意思を表明し、もしどちらか一方への武力攻撃が生じた場合には協力し合うという合意を形成するということが有効なのではないだろうか。元々建前とはいえど小国が大国の侵略に力を合わせて対抗するために、国連安保理の対策がうまく機能しない事態を想定して認められたのが集団的自衛権なのである。濫用されてきた歴史は否定できないが、権利である以上はそういった使い方も出来るはずである。

憲法九条は確かに尊いもので、それが実現されることが最良であろうことは分かる。しかし決して、今の日本で憲法九条を実現されているかと言えば断じて違う。それは今まで述べてきた事実によって証明されていると思う。頑なに憲法九条を尊重して日米安全保障条約にそぐわない基地使用の問題が無視されるべきではない。

課題としては、おそらくより東アジアの中で重要な関係性である日韓・日中・日朝関係が今のところ悪化している状態にあることが挙げられる。だからこそアメリカの盾に頼らざるを得ないという背景も存在するのだろう。しかし、ここまで述べてきたとおりアメリカという一国に追随せざるを得ない状況を継続することは、集団的自衛権行使容認をせずとも、アメリカの戦争に否応なく巻き込まれる可能性を高めるのみであることは事実である。今の“平和”がアメリカの盾の後ろでの“平和”であることを見つめ直し、その上で外交関係を考えるのであれば、日本周辺の国々と相互に守り合うための集団的自衛権というかたちは即座に否定できるものではないと考える。

(参考文献)

- 奥平康弘・山口次郎編 (2014) 『集団的自衛権の何が問題か——解釈改憲批判』 岩波書店
豊下楯彦・古関彰一 (2014) 『集団的自衛権と安全保障』 岩波書店
松竹信幸 (2013) 『集団的自衛権の深層』 平凡社
佐瀬昌盛 (2012) 『新版集団的自衛権——新たな論争のために』 一藝社
中島琢磨 (2012) 『沖縄返還と日米安保体制』 有斐閣
波多野澄雄 (2010) 『歴史としての日米安保条約——機密外交記録が明かす「密約」の虚実』 岩波書店
C・ダグラス・ラミス (2010) 『要石：沖縄と憲法9条』 晶文社
伊波洋一・永井浩 (2005) 『沖縄基地とイラク戦争—米軍ヘリ墜落事故の深層』 岩波ブックレット